二　獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために携帯品として輸入する医薬品（その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。）　一品目二箱又は用法及び用量からみて二月分の使用数量

三　獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物以外の動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために輸入する医薬品　一品目六箱

2　法第五十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認の申請をした者が、当該承認の申請に係る医薬品を輸入する場合

二　その他当該医薬品の輸入が、法令に違反して販売、貸与又は授与を行うおそれがないものであることが明らかな場合

（医薬品の陳列）

第百七十九条の五　（略）

（準用）

第百七十九条の六　法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二の規定による再生医療等製品の輸入の確認については、第百七十九条の二（第三項第二号を除く。）、第百七十九条の三（第一項第三号及び第二項第四号を除く。）及び第百七十九条の四（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百七十九条の二第一項	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	再生医療等製品
第百七十九条の二第二項	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
第百七十九条の二第三項	法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
	医薬品	再生医療等製品

（医薬品の陳列）

第百七十九条の二　（略）

（新設）